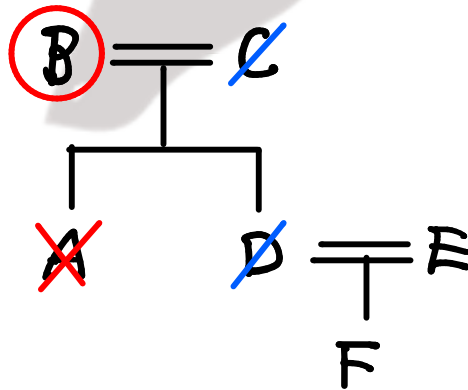


法定相続分の計算 宅建 H24-10-3 <<#831>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは未婚で子供がなく、父親Bが所有する甲建物にBと同居している。Aの母親Cは平成 23 年 3 月末日に死亡している。AにはBとCの実子である兄Dがいて、DはEと婚姻して実子Fがいたが、Dは平成 24 年 3 月末日に死亡している。Aが死亡した場合の法定相続分は、Bが 4 分の 3、Fが 4 分の 1 である。✖



【答え】 誤り

<<ポイント>> 法定相続分 【★入門】 ☆

相続人	相続分	注意事項
配偶者と子	配偶者 = 2 分の 1 子 = 2 分の 1	①子(養子・胎児を含む)の相続分は平等 ②非嫡出子と嫡出子の相続分は同等
配偶者と直系尊属	配偶者 = 3 分の 2 直系尊属 = 3 分の 1	直系尊属の相続分は平等
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 = 4 分の 3 兄弟姉妹 = 4 分の 1	①兄弟姉妹の相続分は平等 ②片親の違う兄弟姉妹は他の兄弟姉妹の 2 分の 1

1  
2  
3